

山梨食肉地方卸売市場業務規程新旧対照表

新	旧												
第1章 総 則	第1章 総 則												
(趣 旨)	(趣 旨)												
第1条 株式会社山梨食肉流通センター（以下「センター」という。）が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程に定めるところによる。	第1条 株式会社山梨食肉流通センター（以下「センター」という。）が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程に定めるところによる。												
(市場の名称、位置および面積)	(市場の名称、位置および面積)												
第2条 市場の名称、位置及および面積は、次のとおりとする。	第2条 市場の名称、位置及および面積は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>山梨食肉地方卸売市場</td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td>山梨県笛吹市石和町唐柏 1,028 番地</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>14,554.04 m² (内市場設備面積 192 m²)</td> </tr> </table>	名 称	山梨食肉地方卸売市場	位 置	山梨県笛吹市石和町唐柏 1,028 番地	面 積	14,554.04 m ² (内市場設備面積 192 m ²)	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>山梨食肉地方卸売市場</td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td>山梨県笛吹市石和町唐柏 1,028 番地</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>14,554.04 m² (内市場設備面積 192 m²)</td> </tr> </table>	名 称	山梨食肉地方卸売市場	位 置	山梨県笛吹市石和町唐柏 1,028 番地	面 積	14,554.04 m ² (内市場設備面積 192 m ²)
名 称	山梨食肉地方卸売市場												
位 置	山梨県笛吹市石和町唐柏 1,028 番地												
面 積	14,554.04 m ² (内市場設備面積 192 m ²)												
名 称	山梨食肉地方卸売市場												
位 置	山梨県笛吹市石和町唐柏 1,028 番地												
面 積	14,554.04 m ² (内市場設備面積 192 m ²)												
(取扱品目)	(取扱品目)												
第3条 市場の取扱品目は、次のとおりとする。	第3条 市場の取扱品目は、次のとおりとする。												
<ol style="list-style-type: none"> (1) 牛、豚、とくの枝肉 (2) 枝肉に準ずるもの（輸入肉および部分肉） (3) 市場に上場する食肉の種別は、取締役会において、指定することができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 牛、豚、とくの枝肉 2 枝肉に準ずるもの（輸入肉および部分肉） 3 市場に上場する食肉の種別は、取締役会において、指定することができる。 												
<u>2 開設者は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。（追加）</u>													
<中略>	<中略>												

新	旧
<p>(入荷数量等の公表)</p> <p>第 39 条 センター (略称に変更) は、市場において取り扱う物品等について、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の入荷数量その他事項を当該市場の見易い場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 センターは、前項の物品について、毎日の卸売業者の卸売の数量および価格をすみやかに公表しなければならない。</p> <p>3 センターは、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額 (第 31 条の規定により、その条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。) を場内の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p><u>4 開設者は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第 3 条第 2 項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標</u></p> <p><u>(2) 食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置の内容 (追加)</u></p> <p>〈中略〉</p>	<p>(入荷数量等の公表)</p> <p>第 39 条 センター (略称に変更) は、市場において取り扱う物品等について、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の入荷数量その他事項を当該市場の見易い場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 センターは、前項の物品について、毎日の卸売業者の卸売の数量および価格をすみやかに公表しなければならない。</p> <p>3 センターは、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額 (第 31 条の規定により、その条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。) を場内の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>〈中略〉</p>
<p>附 則</p> <p>昭和 5 5 年 5 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>昭和 5 8 年 4 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>昭和 5 9 年 3 月 2 7 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>昭和 6 1 年 1 2 月 2 3 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>平成 3 年 8 月 3 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>平成 1 4 年 6 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>平成 2 7 年 4 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>令和 2 年 6 月 2 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正 (追加)</p>	<p>附 則</p> <p>昭和 5 5 年 5 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>昭和 5 8 年 4 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>昭和 5 9 年 3 月 2 7 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>昭和 6 1 年 1 2 月 2 3 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>平成 3 年 8 月 3 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>平成 1 4 年 6 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>平成 2 7 年 4 月 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p> <p>令和 2 年 6 月 2 1 日食肉地方卸売市場業務規定の一部改正</p>

【参考】

(2) 食品等持続的供給法第 36 条各号に規定する措置の内容（追加）

(飲食料品等事業者等の努力義務)

第三十六条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
- 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。